

ごみの野外焼却は**禁止**です！

ダイオキシン類の排出を抑制するため、また黒煙や悪臭でご近所に迷惑をかけないためにも、野外でごみを燃やすことはできません。



× 地面でそのまま

× ブロック積み

× ドラム缶

× 一斗缶類

× ドラム缶に
煙突が付いた程度

ごみは燃やさないで適正に処分してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却（裏面参照）を除き、「何人も廃棄物を焼却してはならない」と規定しています。また、産業廃棄物、一般廃棄物はそれぞれ処分方法が定められています。各廃棄物の適正な処分方法については、下記のお問い合わせ先にご相談ください。

焼却炉でも基準を満たしていなければ ごみを燃やすことはできません。

次のような基準が守られている焼却炉でなければごみを燃やすことはできません。これらの基準は規模に関わらずすべての焼却炉に適用されます。

— 主な基準 —

- ・ 煙突先端以外から外気に燃焼ガスがもれないこと
- ・ 黒煙を排出しないこと
- ・ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われていること
- ・ 燃焼温度が800℃以上であること
- ・ 助燃バーナーが設置してあること
- ・ 燃焼室に温度計が設置してあること
- ・ 投入口に二重扉等が設置してあること（逐次投入方式の場合）

お問い合わせ先 富山市役所

○産業廃棄物について

○一般廃棄物について

○ばい煙、悪臭などのご相談

廃棄物対策課

環境センター管理課

環境保全課

443-2178

429-5017

443-2086

都市の理想を、富山から。



関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第16条の2（焼却禁止）

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- ① 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ② 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
例：家畜伝染病予防法に基づく患畜死体の焼却、森林病虫害等防除法による駆除命令に基づく森林病虫害の付着している枝条、樹皮の焼却など。
- ③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

廃棄物処理法第25条第15号（罰則）

第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下（法人に対しては3億円以下）の罰金に処し、又はこれを併科する。（平成22年6月8日から罰則が強化されました。）

廃棄物処理法施行令第14条（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

焼却の基準

廃棄物処理法では、廃棄物を焼却する場合、焼却炉の大きさに関係なく下記の基準が適用されます。

	基 準（廃棄物処理法施行規則第1条の7）	必要と考えられる対策例
焼却施設の構造	① 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で、定量ずつ廃棄物を焼却できるものであること。	・ 隙間や破損部分がある場合は補修する。 ・ 廃棄物投入口にきちんと閉じることができる扉を設置する。 ・ 助燃バーナーを設置（増設、更新）する。
	② 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。	・ 十分な高さ及び口径の煙突を設置する。 ・ 送風機を設置する。
	③ 外気を遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）。	・ 供給装置の設置による機械化、自動化。 ・ 投入口の二重扉化。
	④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。	
	⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。	

	基 準（平成9年8月29日厚生省告示第178号）	必要と考えられる対策例
焼却方法	① 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。	・ 隙間や破損部分のない焼却設備を使用する。 ・ 焼却中は廃棄物投入口の扉を閉めておく。 ・ 適正な負荷となるよう、焼却量を調節する。
	② 煙突の先端から火災又は JISD8004 に定める汚染度が 25% を超える黒煙が排出されないように焼却すること。	・ 適正な負荷となるよう、焼却量を調節する。 ・ 必要な量の空気を通風させる。
	③ 煙突から焼却灰及び末燃物が飛散しないように焼却すること。	・ 適正な負荷となるよう、焼却量を調節する。 ・ 排ガス処理設備や飛散防止ネットを設置する。